

側方衝突警報装置  
基本設計書

平成 31 年 3 月

国土交通省自動車局  
先進安全自動車推進検討会

履歴

年月日	履歴内容
平成 31 年 3 月 13 日	策定

## 目 次

1. はじめに.....	1
1.1 基本設計書の位置づけ.....	1
1.2 本装置の機能.....	1
1.3 適用範囲.....	1
1.4 用語の定義.....	1
2. 仕様.....	2
2.1 装置の仕様.....	2
2.2 情報提供、警報の仕様.....	2
2.3 システム故障時の処置.....	2

## 1. はじめに

### 1.1 基本設計書の位置づけ

大型車の事故対策として、既に対策が進む追突事故と同様、事故による重大化の観点から右左折又は出会い頭時の対自転車、対歩行者の事故の対策が必要であり、今後、普及が進むと考えられる周辺の危険をドライバーへ報知する側方衝突警報装置（以下本装置）が有効である。

本基本設計書は、本装置の設計を行う際に必要な技術的要件や配慮すべき事項等をまとめたものである。

尚、本基本設計書は、技術の進歩等により、必要に応じて適宜見直す。

### 1.2 本装置の機能

本装置は右左折、車線変更、および交差点への進入を起こそうとするドライバーに対して、自車周辺の障害物との衝突の危険を知らせる装置である。

### 1.3 適用範囲

#### ① 車両

- ・車両総重量 3.5 トン超の貨物自動車
- ・乗車定員 11 人以上の自動車

#### ② 道路

全ての道路

### 1.4 用語の定義

#### (1) 情報提供

ドライバーが安全運転を行うために、システムが検知している客観的事実を伝えるもの。

#### (2) 警報

システムが検知した情報から事故の可能性を予測し、ドライバーに対して即座に適切な行動・操作を促すもの。

## **2. 仕様**

### **2.1 装置の仕様**

2.1.1 本装置は、ドライバーに対し、自車の右左折、車線変更、および交差点への進入の際に、作動するものである。

2.1.2 本装置は、車両停止中および走行中に作動しなければならない。

2.1.3 本装置は、運転席の反対側（左側）の側方を対象とする。また、運転席側（右側）の側方、左前方、右前方を対象とすることもできる。

2.1.4 障害物は、走行中の自転車を対象とし、それ以外に停止中の自転車、歩行中又は停止中の歩行者、走行中又は停止中の車両、静止障害物を対象とすることもできる。

2.1.5 本装置は、誤った情報提供、及び警報は最小限に抑えなければならない。

2.1.6 本装置は、ドライバーによる中断手段を提供してもよい。また、本装置は、新しいイグニッションサイクルの開始の都度、自動的に作動状態へ復帰するものとする。

### **2.2 情報提供、警報の仕様**

2.2.1 情報提供は、ドライバーへ障害物の存在を報知する。警報は、車両とドライバー操作の情報を使って衝突の可能性を予測し、障害物との衝突の危険性が高い場合に、ドライバーに対して即座に適切な行動・操作を促す。

2.2.2 情報提供、及び警報は、視覚的、聴覚的、触覚的の何れか、またはこれら組合せによってドライバーに報知し、ドライバーが運転席から昼夜問わず容易に確認出来なければならない。

### **2.3 システム故障時の処置**

2.3.1 本装置はシステムに故障が発生した場合、ドライバーが認識する手段を有すること。